

答申書

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会

平成26年(2014年)1月16日

山陽小野田市長 白井博文様

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会
会長 前田良一

行政委員会委員の報酬の額について（答申）

平成25年11月21日付けで貴職から本審議会に諮問のありました行政委員会委員の報酬の額（以下「報酬の額」という。）について、慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

なお、今回の答申では、前段において、本市の財政状況等を考慮せずに、行政委員会の職責や職務の内容、勤務の実態、専門性、県内他市及び類似団体との均衡等から本市の規模で妥当と考えられる本来支給すべき報酬の額を提示していますが、現在、本市は依然として厳しい財政状況にあることから、今後の将来の見通しを総合的に勘案した結果、現行の減額措置を継続していくことが望ましいとの結論に至りましたので、報酬の額の改正に当たっては、後段の当面支給すべき報酬の額に提示する内容の措置を講じられたい。

記

1 本来支給すべき報酬の額

(1) 選舉管理委員会

委員長	日額	15,100円	[現行：月額 40,000円]
委員	日額	12,900円	[現行：月額 35,500円]

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 39,000円 [現行と同額]

識見を有する者のうちから選任された監査委員

月額 153,000円 [現行：月額 180,000円]

(3) 公平委員会

委員長	日額	15,100円	[現行：月額 37,000円]
委員	日額	12,900円	[現行：月額 34,000円]

(4) 農業委員会

会長	月額	44,000円	[現行と同額]
職務代理者	月額	35,500円	[現行と同額]
委員	月額	33,000円	[現行と同額]

(5) 教育委員会

委員長	月額	74,000円	[現行と同額]
委員	月額	64,000円	[現行と同額]

<本来支給すべき報酬の額の考え方>

各行政委員会における委員の職責や職務の内容、専門性、勤務の実態等について検証するとともに、平成23年の滋賀県の行政委員に係る最高裁の判決（地方自治法は勤務日数に応じた報酬を原則としつつ、条例で定めれば日当制以外も可能としている。）や県内他市及び類似団体における報酬の額の状況、他市報酬審議会の答申等を参考にする中で、報酬の額及びその支給方法（月額制、日額制）について審議を行った。

その結果、監査委員、農業委員会及び教育委員会については、毎月の定例会の開催頻度や定例会以外の勤務実態、県内他市及び類似団体の状況等を勘案すると、現行のまま据え置くことが妥当であるとの結論に至った。

ただし、識見を有する者のうちから選任された監査委員については、県内他市及び類似団体と比較するとその水準は高いことから平均的な水準となるよう考慮した上で、現行の報酬の額を15%カットした後の額を本来支給すべき額とした。月額報酬の額は、各行政委員会の勤務の実態等を勘案すると、行政委員会ごとにその報酬の額が異なっても妥当性があるものと判断した。

また、選挙管理委員会と公平委員会については、勤務の状況を定量的に把握することが可能であると考えられることから、現行の月額制から日額制とすることが適切であると判断した。日額制を採用するに当たっては、各行政委員会の職責や職務内容、専門性等から軽重をつけることは困難であることから同一の報酬額とすることが適切と考え、国の会議出席謝金支払基準における標準単価や県内他市及び類似団体の状況等を勘案し、市民感覚に沿う妥当な水準となるよう考慮した。

月額制・日額制のいずれにおいても委員長と委員の報酬の額に差をつけているが、これは、その職責や職務の内容、勤務の実態等を考慮するとともに、県内他市及び類似団体の状況から2割程度の差は容認できる範囲であると判断したものである。

2 当面支給すべき報酬の額

(1) 選挙管理委員会

委員長	日額	15,100円
委員	日額	12,900円

(2) 監査委員

議会の議員のうちから選任された監査委員

月額 33,150円

識見を有する者のうちから選任された監査委員

月額 130,050円

(3) 公平委員会

委員長 日額 15,100円

委 員 日額 12,900円

(4) 農業委員会

会 長 月額 37,400円

職務代理者 月額 30,175円

委 員 月額 28,050円

(5) 教育委員会

委員長 月額 62,900円

委 員 月額 54,400円

<当面支給すべき報酬の額の考え方>

現行の減額措置（報酬の額を15%カット）を始めた合併当初は、危機的な財政状況にあったが、これまで市と市民が一体となって行財政改革に取り組んできたことにより、現在、財政状況は徐々に回復してきているものと思われる。

しかし、行財政改革はまだその途上にあり、引き続き厳しい状況下に置かれていることに相違なく、県内他市及び類似団体の状況を検証するとともに市民の目線に立ち、慎重に審議した結果、現在の社会・経済情勢や本市の置かれている財政状況等を総合的に勘案すると、月額制で現行のままでした監査委員、農業委員会及び教育委員会については、現行の減額措置（報酬月額の15%カット）を継続することが妥当であると判断した。

なお、識見のあるものの内から選任する監査委員については、前段の本来支給すべき報酬の額において現行の額から減額（180,000円→153,000円）しているが、これは、市の財政状況を勘案し、減額措置をしたものではないことから、財政状況を考慮した減額措置としての15%カットについても適用することとした。

日額制とした選挙管理委員会と公平委員会については、現在の勤務実態からすると15%を超える大幅な減額となることから、本来支給すべき額からの減額措置は行わないこととした。

3 付帯意見

- (1) 本市の厳しい財政状況から現行の減額措置を継続することとしたが、社会・経済情勢の変化等により、財政状況の回復が見込まれる場合は、本来支給すべき報酬の額に復元する措置を検討されるようお願いする。

- (2) 今回の答申において月額制と日額制を併用することとしたが、地方自治法において原則、勤務日数に応じた報酬と定めてあることから、特定の行政委員会のみに適用すべき合理的な根拠がない限り、すべての行政委員会に適用することが最も合理的であると考える。
- また、行政委員会ごとに異なるのは市民にとっても分かりづらいと思われる所以、報酬制度の透明性を高め、市民が納得できるよう、今回、月額制とした行政委員会についても日額制の採用について検討されたい。
- (3) 今回、日額制を採用することとした行政委員会については、不必要的会議の開催が増えることのないように、より一層効率的で合理的な業務内容となるよう不斷の見直しをお願いする。

(参考)

平成 25 年度山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会 委員名簿
(会長以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏 名
会長	山陽小野田市社会福祉協議会 副会長	前田良一
委員	公募委員	伊藤博夫
委員	山陽小野田市民生児童委員協議会 会長	河口軍紀
委員	山陽小野田保護区保護司会 会長	川本博圓
委員	公募委員	塩田賢二
委員	厚狭郡医師会	田中俊朗
委員	山陽小野田市ふるさとづくり協議会 会長	中務敏文
委員	小野田商工会議所 女性会 副会長	西村節子
委員	山陽小野田市連合女性会 高泊校区 副会長	林絹江
委員	山陽小野田市保育協会 須恵保育園 園長	松枝志保子

山陽小野田市行政委員会委員報酬等審議会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成 25 年 11 月 21 日(木)	委嘱状交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成 25 年 12 月 5 日(木)	選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び教育委員会の委員の報酬の額について
第3回	平成 25 年 12 月 26 日(木)	答申内容の検討